

平成27年度

第2回

瑞穂町国民健康保険運営協議会会議録

平成27年12月15日(火)

西 多 摩 郡 瑞 穂 町

平成27年度 第2回 瑞穂町国民健康保険運営協議会会議録

1 日 時 平成27年12月15日(火) 午後1時30分から午後2時30分

2 場 所 長岡コミュニティセンター

3 出席者 会長 根本 忠
委員 倉内 邦雄 委員 中田 利子
委員 村上 文男 委員 丸野 仁久
委員 岩永 克美 委員 増田 英一
委員 中野 さとみ 委員 岩田 松雄
委員 渋谷 俊悦 委員 會田 清江

4 欠席者 委員 栗原 教光

会議説明のため出席した者の職氏名

住民部長	横澤 和也		
住民課長	小野 基光	税務課長	佐久間 裕之
納税係長	池田 朋代	特定健診係長	鳥海 博幸
国保係長	井上 裕司	国保係	村野 之男

5 議 題 (1) 平成28年度瑞穂町国民健康保険税の改定について
(2) その他
① 平成27年度 特定健康診査・特定保健指導について
② 平成27年度 国民健康保険税の収納状況について
③ 次回の開催日について

6 傍聴者 0名

7 配布資料 ① 会議次第
② (資料1) 平成26・27・28年度改定(案)
③ (資料2) 平成28年度改定(案)
④ (資料3) 年度別年齢別被保険者数
⑤ (資料4) 年度別所得別世帯加入者数
⑥ (資料5) 平成28年度国民健康保険税試算
⑦ (資料6) 国保改革後の都道府県と市町村の役割分担
⑧ (資料7) 平成27年度 特定健康診査・特定保健指導実施経過報告
⑨ (資料8) 平成27年度 国民健康保険税の収納状況(各年度11月末現在)
⑩ 瑞穂町国民健康保険運営協議会諮問事項について(写)

(住民課長)

12月の暮のお忙しい中、会議に出席していただきありがとうございます。また、今回いつもは町民会館で会議をおこなっているのですが、今回は長岡コミュニティセンターでの会議となりご迷惑をお掛けして申し訳ありません。定刻になりましたので、第2回瑞穂町国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。今回の運営協議会には町長より平成28年度の国民健康保険税の税率改定についての諮問事項が提出されておりますので、審議をお願いします。会議を始める前に資料の確認をさせていただきたいと思います。まず、事前に送付させていただきました開催通知に同封いたしました資料1から6の資料を本日お持ちでない方は、いらっしゃいませんか。よろしいでしょうか。本日の配付資料として、次第、資料7、資料8を追加で机上に配付しております。また、事前に諮問の写しを机上に配付しております。資料は大丈夫でしょうか。よろしければ始めさせていただきます。それでは、国民健康保険運営協議会規則第6条の規定により議長は会長をお願いします。

(議長)

皆さんこんにちは。今年も既に残り半月ということですが、12月らしくない天候で暑い日が続いたりしています。これからは寒気が襲ってきて冬将軍もまじかということで、体調を維持することも大変かと思えます。今日はまた年の瀬のお忙しい中ご出席していただきまして、ありがとうございます。それでは議長を務めさせていただきますので、よろしくをお願いします。

本日都合により栗原委員からの欠席の連絡を受けておりますので、ご報告いたします。本日の出席委員は11名でございます。定数に達しておりますので、平成27年度第2回瑞穂町国民健康保険運営協議会を開会いたします。最初に町長から瑞穂町国民健康保険運営協議会に諮問が出されております。町長の代理として横澤住民部長から挨拶と諮問事項についてお願いします。

(住民部長)

・・・住民部長挨拶省略・・・

・・・町長に代わって、住民部長が諮問事項について口述し、

住民部長から会長に諮問書を手渡す。他の委員には写しを机上配付・・・

(議長)

それでは、会議次第に従いまして議事を進めていきたいと思えます。なお、本日の会議録の署名委員として村上委員、丸野委員にお願いしたいと思えます。よろしくをお願いします。

「議題(1)平成28年度瑞穂町国民健康保険税の改定について」を議題といたします。この件については、先ほど町長から諮問を受けました。この取り扱いですが、協議会としては、町長の諮問に対し協議し答申することになりますので、この件につきまして事務局より説明をお願いします。

(国保係長)

・・・国保係長から資料1、2、3、4、5、6の説明(省略)・・・

・・・住民課長から資料の補足説明あり(省略)・・・

(議長)

以上で資料1から6の説明と補足説明が終わりました。平成26年度から平成28年度の3か年で10.51%の改定を毎年同率で改定することをこの協議会で協議して承認しております。

改めて平成28年度の国保税率について諮問を受けたわけであります。それでは、改定についてただいまの説明等の中でご質問等がありましたらお願いします。

質問がないようですので、(2)その他に入りたいと思います。

「①平成27年度特定健康診査・特定保健指導について」の説明を、特定健診係長にお願いしたいと思います。

(特定健診係長)

・・・特定健診係長から説明(省略)・・・

(議長)

それでは、特定健康診査・特定保健指導について、質問がありましたらお願いします。

(委員)

特定健康診査、特定保健指導の目標値がありますが、これはどのように出した数値ですか。

(特定健診係長)

特定健康診査、特定保健指導は、国の指針が示されております。5年を1期とした瑞穂町特定健康診査等実施計画を作成しており、国から出た指針を基に目標値が定めてあり、その数値をこちらに計上しております。

(議長)

よろしいでしょうか。

他に何か質問はありますか。

次に「②平成27年度国民健康保険税の収納状況について」説明をお願いします。

(税務課長)

・・・税務課長から説明(省略)・・・

(議長)

今、国民健康保険税の収納状況について、説明がありました。質問がありましたらお願いします。また、全体を通してでもかまいませんので質問がありましたらお願いします。

(委員)

新制度の施行ということで、平成30年度から東京都の指導に基づいて保険料が影響されるとお話を聞いたのですが、市町村の財政とか加入者数によって保険料は決まってくると思います。その場合、瑞穂町は全体的に見て、保険料が安いのでこれを他市町村に近づけようと、3か年での10.51%の引き上げでは済まなくなるのではないかと危惧しているのですが。

(議長)

30年度から都道府県にシステムが変わってくるので税率などもいろいろ大変になるのではないかと質問がありましたが、関連して何か質問がありますか。なければ事務局から説明をお願いします。

(住民課長)

30年度から都道府県が国民健康保険の運営に加わって、財政の主体を都道府県がおこなうこととなります。12月の議会での一般質問で都道府県化の質問がありました。28年度の秋に国が標準保険料システムを各都道府県に配布して各市町村の所得帯、医療費、収納状況を加味して標準保険料を算定し、瑞穂町が東京都へ納付金という形で賦課した金額から納めることとなります。

なぜ都道府県化というと、どこの自治体の国保加入者も自営業者の加入から会社を退職した離

職者の加入が多くなり、収入の少ない人の加入が増えています。また、加入者全体の年齢が他の社会保険の加入者と比べると高く、医療費は高く、加入者の所得帯が少ないため赤字補填をして国保運営している所がほとんどです。全国平均ですと1人あたりの赤字補填額は約1万円ですが、瑞穂町は26年度1人あたり約5万円の赤字補填をしています。これは東京都の中でも上位になっています。東京都全体の1人あたりの赤字補填額は、約3万円になります。東京都は全体的に高いのですが、それは東京都の区市町村の税収が他県と比べて税収があるので一般会計から国保の特別会計に赤字補填を出せる状況のため、赤字補填をして国保加入者の負担を少なくしている状況です。一般会計が厳しい自治体は赤字補填ができないため、そのまま国保の税率に賦課しているため、高い国保税率になっています。高い国保税率を払っている自治体もあるわけで、このままでは国全体として国民健康保険制度を維持できなくなるという考えがあります。国は市町村ではこのまま国保運営ができなくなるだろうという考えから、都道府県が広域的に運営したほうがリスクも減るという考えで、都道府県化ということになっています。

また、都道府県化が良いという意見が出たときに、都道府県としては、市町村が今、赤字補填をしている部分をそのまま都道府県が負担することでは受けられないというのが都道府県の意見でした。そのようなことで都道府県化が進まなかった理由です。国側で3,400億円を負担するというので、今回の都道府県化という話が進んだところです。3,400億円は国保加入者の1人あたり約1万円の負担の軽減になります。全国平均の赤字補填額は、1人あたり約1万円ですので平均的な赤字補填を解消するということになります。東京都全体ですと先ほども申し上げたとおり赤字補填は平均で約3万円、瑞穂町ですと26年度は特に多かったのですが、約4万円の赤字補填が出ております。仮に国からの赤字補填分を差し引いても約3万円の赤字補填が残ることになります。その約3万円の赤字補填分は東京都が負担してくれるとは思いません。そのため税率の引き上げが今まで以上に高くなると思われまます。ただ、今も赤字補填をしていますので、30年度以降も赤字補填をしてはいけないという文書等はどこにもありません。30年度以降の3,400億円の内1,700億円は今年の基盤安定で各市町村に配分されることになっており、今年の基盤安定の金額はかなり増えることになると思います。

現時点の情報では、1,700億円を均等に配分するのではなく、例えば特定健康診査の受診率が高いところには補助金を多く出すとか、医療費の削減に努力した団体には多く出すというような、保険者が努力しているところには多く出すということになります。26年度の実績で東京都の補助金で限度額の賦課を上限どおりおこなっているのが500万円、保険税改定をして健全化に取り組んでいるので、健全化に対して1,000万円の東京都の補助金がありました。30年度からの1,700億円については、項目がありその項目に対して努力している自治体に対して交付していくことになりそうです。国からの赤字補填分の約1万円を差し引いても約3万円の赤字補填があり、段階的に赤字補填を解消していくように毎年保険税改定させていただくことが良いと考えています。12月の議会でも3か年で保険税改定させていただくことを答弁しており、28年度も改定することを議員の方も承知しております。29年度以降どうするのかという質問もありました。29年度以降も段階的に引き上げをさせていただきたいということも答弁しております。3か年の引き上げの協議をしておりますが、来年も引き続き改定することになると思いますが、毎年税率を考えるのは大変ですので、2、3年でどのくらいの引き上げをするかということも事務局側から提案させていただき、協議をさせていただくことになります。

(議長)

よろしいでしょうか。

(委員)

瑞穂町が一般財政から赤字補填しているため、被保険者の保険税が安くなっているという現状です。瑞穂町の赤字補填額が多いということは、町財政が豊かであると見られると思います。他の自治体は苦しい財政状況なのに瑞穂町は多くの赤字補填をしていると東京都が捉えた時に、他の自治体と同じような補助金を得ることは難しいと思います。

(議長)

資料6の「4. 保険料の決定・賦課・徴収」で、東京都が市町村ごとの標準保険料率を算定するというので、総合的に勘案して決めることだと思います。かなり影響はしてくるという見方でよろしいでしょうか。

(住民課長)

30年度から国が1,700億円を負担するというので、努力している市町村に対して交付するといっています。都道府県が示す保険料率を適用しているところは、経営者努力をしているということで評価されて補助金が付くと思います。赤字補填をしていると努力が足りないということで、補助金がもらえないということになると思います。

(議長)

他に質問はありませんか。

(委員)

今の話の内容確認なのですが。今1人あたりの補填額が5万円か4万円なのですが、赤字補填を東京都から他市町村と同じようにしろと言われた場合、1人あたりの保険料が大変高い金額になるということがあるのかなと感じたのですが。極端な質問なのですが。

(住民課長)

急に保険料の引き上げをするのではないかとこの点ですと、時間をかけて平準化という文章が出ております。いずれかの段階で、東京都の区市町村が統一の保険料になると思いますが、平成30年度から都道府県化になってすぐにはないと思います。時間をかけて平準化すると考えています。瑞穂町は、平成30年度の5年後なのか10年後なのか分かりませんが、それが示された時点で段階的に保険料を改定して少しずつ上げていけばいいと考えています。

(議長)

よろしいでしょうか。

(委員)

現在でも滞納者が多くいるのに、これで年数をかけて引き上げていくと被保険者の負担は大変なものになるのではないかと想像しているのですが。3万～4万円の引き上げの可能性があるということでしょうか。

(住民課長)

平成28年度の秋にならないと、標準保険料率が出ませんので、正確なことは言えません。議会での一般質問の中では、瑞穂町の医療費に対して保険税が何割占めるのかという話をしました。瑞穂町では約25%で東京都平均では約33%です。1人あたりの医療費の占める割合からの保険税を考えても、瑞穂町の国民健康保険の加入者の医療費分が保険税として基本的に必要になるので、それから考えても医療費分に対して保険税が不足している状態です。

東京都の平均的な医療費と保険税の割合を見た場合、約30%以上の引き上げをしないとイケないという試算がでました。金額で言うと2万円以上の引き上げが必要です。医療費に対する保険税の割合から考えると引き上げが必要だと12月の議会で答弁しています。

(住民部長)

理想は最終的にはそのような方向に行くと思いますが、来年の秋にならないと標準保険料率が出ません。今までと同じように3年で緩やかに10%を26年度から引き上げています。同じようなやり方で少しずつ緩やかに引き上げざるを得ないと言う事以外、今は言えません。どうしても来年の秋の標準保険料率を見てからで、急にその率に近づけると言う事は考えていません。

今までと同じように赤字補填をしながら緩やかに、65歳以上で所得の少ない人が増えていきますので、その辺を考えながらおこなっていきます。

(議長)

他にないようですので、次回の開催日について事務局からお願いします。

(国保係長)

次回の開催日は、平成28年1月26日(火)午後1時30分
町民会館 第1会議室

9 閉 会 午後2時30分